

## 新会社法の概要

この度の改正では、現行の商法（第2編）、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の各規定を現代的なひらがな口語体に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典「会社法」を創設しています。平成18年4月1日（予定）施行されることになりましたが、改正の主な概要は以下のとおりです。

### I 有限会社制度の廃止

現行の有限会社は株式会社に統合され、有限会社を設立することができなくなります。既存の有限会社については、引き続き従前の規律を維持するための所要の措置を設けています。新法上の株式会社として存続し、これを「特例有限会社」といいます。有限会社の商号を使用し続ける場合は手続不要ですが、株式会社にすることは登記が必要です。

### II 最低資本金制度の撤廃

株式会社の設立に際して出資すべき額について、下限額（現行法では株式会社1,000万円、有限会社300万円）の制限を撤廃しています。

### III 取締役会・監査役設置は任意

現行の株式会社では取締役会、監査役の設置が義務付けられていますが、新会社法では、「株式譲渡制限会社」であるか否かで要件を定めています。「株式譲渡制限会社」である場合は取締役会の設置は任意で、取締役会を設置した場合のみ監査役の設置が必要となります。「株式譲渡制限会社」でない場合は取締役会、監査役の設置が必要です。

**株式譲渡制限会社**とは好ましくない者が株主になることを防ぐために、取締役会の承認がなければ株式を譲渡できないように制限を設けている会社をいいます。

### IV 取締役員数・任期要件の緩和

取締役の員数は、取締役会を置かない場合は1人以上、置く場合は3人以上です。（株式譲渡制限会社は取締役会の設置は任意）

又、取締役及び会計参与の任期は原則2年、監査役の任期は原則4年。但し、株式譲渡制限会社は定款により最大10年まで延長可能となります。

### V 会計参与制度の創設

中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関（役員）として会計に関する専門的見識を有する公認会計士又は税理

士（法人含む）からなる会計参与制度を創設します。取締役等と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管、開示する職務等を担います。

### VI 合同会社の新設

出資者の全員が有限責任社員であり、内部関係については民法上の組合と同様の規律（原則として、社員全員の一致で定款の変更その他会社のあり方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行にあたるという規律）が適用される会社類型（合同会社）が新設されます。

\*冊子「新会社法の概要」差し上げます。数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。TEL 22-0121

## 新「会社法」での主な変更点

| 内容            | 現行制度                      | 新「会社法」                      |
|---------------|---------------------------|-----------------------------|
| 表記            | カタカナ文語体                   | ひらがな口語体                     |
| 設立できる会社       | 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社       | 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社（日本版LLC） |
| 最低資本金額        | 株式会社：1000万円<br>有限会社：300万円 | 制限なし                        |
| 発起設立時の払込金保管証明 | 必要                        | 残高証明で可                      |
| 取締役会          | 株式会社：必置<br>有限会社：なし        | 原則必置<br>（株式譲渡制限会社は任意）       |
| 監査役           | 株式会社：必置<br>有限会社：なし        | 取締役会を設置する場合必置               |
| 取締役の数         | 株式会社：3人以上<br>有限会社：1人以上    | 1人以上                        |
| 取締役の任期        | 株式会社：2年<br>有限会社：制限なし      | 原則2年<br>（株式譲渡制限会社は最長10年）    |
| 会計参与          | 規程なし                      | すべての株式会社で設置可能（新設）           |
| 同一市町村の類似商号    | 不可                        | 可能<br>（商標登録されているものを除く）      |

## 経営革新で不死鳥をめざせ！

## これからの中小企業の取り組み

# 第二創業塾

最近業歴の長い企業の不振が目立つ。中小企業を取り巻く経営環境はグローバル化による競争の激化、経済構造の変化、情報技術の進展等大きな変化が見られます。そのような中で企業が成長を続けるため、継続していくためには、自社の経営を見直し、新事業展開や新規顧客の開拓など変化に対応する力が求められています。本セミナーでは成功事例を交え、経営革新とは何かを理解すると共に具体的なビジネスプランを練り上げ、新しい事業へのチャレンジを応援します。

### 対象者

- 既に事業を営んでおり将来を見据えて新しい事業にチャレンジしたい若手後継者
- 新分野進出など新事業を考えている方
- 既存事業を見直し、強みを活かした事業展開を考えている方

主催／新津商工会議所・日本商工会議所

日時 **10月13日(木)～11月16日(水)** 18:30～21:30

受講料 **3,000円**(全10日間) 会場 **新津商工会議所 3F**

講師 ㈱トップ代表取締役・中小企業診断士 **本田 佳博氏**

募集定員 **30名** (定員になり次第締切りとさせていただきます)

▼第二創業コースカリキュラム (各日18:30～21:30)

|                                  |                                                                                        |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>STEP ①</b><br>10/13(木)        | <b>経営革新、第二創業とは？</b><br>経営革新、第二創業の必要性とその進め方                                             |
| <b>STEP ②</b><br>10/17(月)        | <b>自社の現状を知って将来性を探ろう</b><br>自社を取り巻く経営環境を分析し、将来のビジネスチャンス、脅威を認識する                         |
| <b>STEP ③</b><br>10/20(木)        | <b>自社の優位性を考える</b><br>商品(サービス・技術)と市場という2つの視点から、今後の事業発展の方向性を検討する                         |
| <b>STEP ④</b><br>10/24(月)        | <b>商品から戦略を考える</b><br>新商品開発の基本的考えをもとに、商品の側面からの戦略テーマを抽出する                                |
| <b>STEP ⑤</b><br>10/27(木)        | <b>市場から戦略を考える</b><br>新規開拓の基本的考え方及び手法を理解し、市場(顧客深耕及び新規顧客開拓)の側面から戦略テーマを抽出する               |
| <b>STEP ⑥</b><br>10/31(月)        | <b>戦略プラン書を作成する</b><br>目標達成のための具体的施策レベルまで明確化する                                          |
| <b>STEP ⑦</b><br>11/7(月)         | <b>3年間のプラン書を作成し、初年度のアクションプランを作成する</b><br>ロードマップで初年度に示された戦略テーマ及び具体的施策についてのアクションプランを作成する |
| <b>STEP ⑧</b><br>11/10(木)        | <b>具体的な目標数値を掲げよう</b><br>目標損益計算書の作成、必要資金の検討                                             |
| <b>STEP ⑨⑩</b><br>11/14(月)・16(水) | <b>受講者のビジネスプランのアドバイス</b><br>講師及びオブザーバーによるプランのアドバイス                                     |

※日程は変わりませんが、内容等につきましては、変更となる場合がございます。予めご了承下さい。

●お申し込み・お問い合わせ先

**FAX. 0250-25-2332** (24時間受付)

ホームページからも申込みできます <http://www.niitsu.or.jp/>

〒956-0864 新潟市新津本町3-1-7  
新津商工会議所 TEL.0250-22-0121